

上越市

農業委員会 だより

第150号

令和6年7月発行

発行：上越市農業委員会

編集：上越市農業委員会事務局

上越市木田1-1-3

TEL(025)520-5812・5813

農業委員・農地利用最適化推進委員は

担い手を育成する

活動をしています

上越市の特徴である美しい農村風景の保持とともに、産業の基盤となる農地を守り、次世代につないでいくため、農業委員会では、農業の担い手を育成する活動を行っています。

○農地についての相談窓口になります

「農地を貸したい、売りたい人」と「農地を借りたい、買いたい人」の間に立って調整します。

○担い手への農地の集積と集約を進めます

担当地域で、担い手へ農地を集め、耕作しやすいように集約を進めるなど、担い手を支援します。

○就農後は身近な相談相手となります

新規就農者のサポートチームの一員として、農地に関する相談などに応じ、経営が軌道に乗るよう支援します。

「地域計画」とは

これまで、地域の皆様のご努力で守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくため、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくかなど、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画です。現在、地域での話し合いを通じて、市が関係機関・団体と協力しながら計画の策定を進めているところです。

この計画に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員は、当市の農業を次の世代に引き継いでいくための取組を行っていきます。

地域計画の策定に向けて



第一農地部会長
竹内 浩行

上越市の農業は、農業者の減少や高齢化などの課題に直面し、先行きが見通せない状況下にあります。国においては、地域農業を持続的に発展させていくために世代間のバランスが取れた農業構造の実現に向けた計画的な経営継承や就農希望者とのマッチングに力を入れた取組を推進していく方針としています。

我々が取り組んでいる目標地図を基本とする「地域計画」の策定が正にそれに当たります。近年、初期に設立した農業法人の解散が見られ、法人内での後継者育成が難しいことが理由として考えられますが、一方で個別の大規模農家の株式会社化が進み、従業員としての雇用による地域農業の維持に取り組み傾向が増加しつつあります。

かつて、家族経営協定により魅力的な農業経営を目指した時代とは様変わりしてきた経営環境に、我々農業委員や農地利用最適化推進委員は、今までと違った観点から農家の皆さんと接し、地域農業の維持に向けた活動を行わなければならないと考えます。

令和7年3月に迫った地域計画の策定に全力を挙げて取り組むことが、地域農業の将来を計画的に考える絶好の機会となり、農業技術や経営ノウハウの承継につながることを期待しています。

お問い合わせ先：農業委員会事務局 新潟県上越市木田1-1-3 TEL (025)520-5812・5813

農業の新たな担い手

地域で新規就農者を応援しましょう

●担い手不足が課題

農業委員・農地利用最適化推進委員は、担い手への農地の集積と集約を進める活動を行っていますが、地域の中には担い手が不足しているところもあります。農地の荒廃を防ぎ、有効利用を図るためにも担い手を育成することが喫緊の課題となっています。

●新規就農者を地域農業の担い手に

担い手不足の解消には、現在担い手として活躍している人だけでなく、新規就農を促し地域農業の担い手として育てる取組も求められています。

●新規就農者を広くサポート

市や農業委員会をはじめ、県、JAなどが連携し、新規就農者の就農準備から経営が軌道に乗るまで一貫してサポートする体制を整えているほか、支援制度を設けています。主な制度を紹介します。

～新規就農者向け支援制度の概要～

農業体験	おためし農業体験事業【市事業】	農業法人等での実地研修（基本2泊3日） ・対象者：当市での新規就農に意欲のある人 ※61歳未満の市外在住者には宿泊費及び交通費を支援（年1回限り） 【おためし農業体験事業の受入農家への支援】 ・実体験期間1日当たり1万円を謝金としてお支払いします（1回につき2万円限度）。 ・受入れを希望する農家の方は、農政課へお問合せください。
就農準備	新規就農者育成総合対策【就農準備資金】【国事業】	県が認める研修機関で概ね1年以上、就農に向けた研修を行う人に対して資金を交付 ・対象者：就農予定の年齢が、原則50歳未満の人 ・補助額：12.5万円/月（150万円/年）×最長2年間 ※研修終了後1年以内に就農（独立・自営就農、雇用就農、親元就農のいずれか）するなどの諸条件あり

～詳しくはこちらへ～

- 制度に関することは…農政課 ☎ (025) 520-5749(直通)
- 農地に関することは…農業委員会 ☎ (025) 520-5812(直通)

上越市ホームページ
「上越市農業なび」



農業委員会からの

お知らせ

◎農地の売買、貸し借りには 農業委員会の許可が必要です

耕作する者の主な条件

- ① 全部効率利用要件
全ての農地を効率的に利用する必要がある。
- ② 農作業常時従事要件
必要な農作業に常時従事する必要がある。
- ③ 地域との調和要件
周辺地域の農業に支障を生じないことが必要です。

※なお、下限面積要件（原則五千㎡以上耕作する必要）は、令和5年4月1日から廃止となりました。

手続きする場合は事前に農業委員会にご相談ください。

就農後の経営発展のために導入する機械・施設の整備等に対する補助	
就農支援	<p>新規就農者育成総合対策「経営発展支援事業」【国事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：50歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者（令和5年度以降に農業経営を開始した人） ・支援内容：機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等） ・補助額：補助対象事業費上限1,000万円（経営開始資金と併用する場合は上限500万円） ・補助率：国1/2、県1/4 ※本人負担分は金融機関から融資を受けていること
	<p>新規就農者農業用機械購入事業【市事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：市内で独立・自営就農している50歳未満の人（中山間地域は61歳未満）で、市内の農地を50a以上耕作し、独立・自営就農期間が3年を超えない人（中山間地域の農地を50a以上耕作する人にあつては6年を超えない人） ・補助率：農業用機械購入費の1/2（合計50万円限度。中山間地域の農地を50a以上耕作する人にあつては合計100万円限度） ※20万円以上の農業用機械（中古品可）が対象
	<p>新規就農者大型特殊免許等取得事業【市事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：市内に住所を有する50歳未満の人（中山間地域は61歳未満）で、独立・自営就農または就業期間が3年を超えない人 ・補助率：大型特殊免許及びけん引免許の取得費の1/2（それぞれ5万円限度。1回限り）
新たに経営を開始する人等への経営安定に向けた支援	
	<p>新規就農者育成総合対策「経営開始資金」【国事業】</p> <p>農業経営開始後3年以内の人に対して資金を交付（令和5年度以降に農業経営を開始した人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：50歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者 ・補助額：12.5万円/月（150万円/年）×最長3年間
	<p>新規就農者住居費支援事業【市事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：市外から転入した50歳未満の人（中山間地域に転入した人は61歳未満）で、独立・自営就農または就業期間が3年を超えない人等 ・補助率：家賃月額額の1/2×合計12か月まで（1月につき2万円限度） ※独立・自営就農者は合計24か月まで
法人等への支援	<p>雇用就農資金（雇用就農者育成・独立支援タイプ）【国事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する農業法人等 ・補助額：年間最大60万円×最長4年間 ※雇用保険及び労災保険に加入するなどの諸条件あり
	<p>農業法人雇用支援事業【市事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：雇用期間の定めのない新規雇用就農者（中山間地域にあつては、雇用期間が8か月以上）を雇用する認定農業者 ・補助額：新規従業員1人当たり月5万円限度（年間最大60万円）×最長4年間 ※採用時点において、50歳以上66歳未満（中山間地域における有期雇用にあつては、50歳未満も含む）などの諸条件あり



・農業委員、農地利用最適化推進委員は、日常の活動の中で農地パトロールを行い、農地が適正に利用されているか、遊休農地や違反転用の恐れが無いかなど、調査しています。調査のために農道を通行させていただくことがありますので、ご理解をお願いします。

◎農地利用状況調査に
ご理解をお願いします

農業委員会からの
お願い

農業者年金に加入し安心して豊かな老後を！

農業者年金は次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

〔要件〕

- 20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者
(保険料納付免除者を除く) 又は60歳以上65歳
未満の国民年金の任意加入被保険者
- 年間60日以上農業に従事



◇ 税制面で大きな優遇措置があります。

・ 保険料は全額社会保険料控除

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。さらに同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象となります。

・ 将来、年金として受け取る際も公的年金等控除の対象

農業者年金として受け取った年金は、税制上での控除対象となります。

◇ 認定農業者等で青色申告をしている方と家族経営協定を結ぶなど一定の要件を満たせば政策支援加入として保険料の国庫補助が受けられます。

※家族経営協定とは、家族みんなで経営方針や仕事の役割、給料、休日などについて話し合い、取り決めた事を書面にしたものです。経営や生活の現状確認と経営の合理化を促すこと、配偶者や後継者が主体的に経営の方針決定に関与し活躍することにつながります。

◇ 「終身」で年金を受給でき、万が一の場合は死亡一時金も受け取れます。

農業者年金は「終身年金」のため、一生涯、年金を受け取ることができます。また、万が一、80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として、要件を満たす遺族の方が受け取れます。なお、一時金は非課税です。

全国農業新聞を購読しませんか

最新の農業情勢から暮らしに役立つ情報が満載

◆発行日/毎週金曜日 ◆購読料/月額700円(送料、税込)

